

豊川市スポーツ・文化活動等



合宿支援事業



スポーツ、文化活動等の合宿をするなら、愛知県豊川市の施設のご利用を！
豊川市で合宿する団体に、最大10万円を補助します。

豊川市スポーツ・文化活動等合宿支援事業費補助金（令和5年度施行）

対象団体（市外団体）

- ◆学校教育法に規定する学校（幼稚園を除く。）又は専修学校の児童、生徒又は学生で構成されるスポーツ競技部又は文化部として認められる団体
- ◆スポーツ少年団又は小学生、中学生、高校生若しくは大学生で構成されるクラブチーム、文化活動団体その他これらに類する団体
- ◆社会人が所属する企業等のクラブ、サークル等のアマチュアスポーツ又は文化活動団体

条件

- ① 市内の宿泊施設に宿泊（延べ宿泊者数10名以上）すること。
 - ② 市内のスポーツ施設又は文化施設を利用すること。
 - ③ 公式大会のみの参加でないこと。
- ※公式大会：各種スポーツ競技団体や文化団体の全国組織又は下部組織が主催する大会

補助金額

- ◆合宿参加者の延べ宿泊者数×1,000円
※合宿参加者：合宿に参加した選手、指導者、マネージャー及び保護者等
延べ宿泊者数：宿泊者数×宿泊日数
- ◆同一団体が同一年度に受けられる補助金の上限額は10万円とします。
（当該年度における、市の予算の範囲内で交付します。）

事業のお問い合わせ 豊川市 産業環境部 商工観光課
〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地
TEL：0533-89-2140 FAX：0533-89-2125
E-mail：shoko@city.toyokawa.lg.jp

スポーツ・文化活動等合宿支援事業費補助金の流れ

合宿団体

☆合宿実施前☆

- ・合宿の相談 ⇒ 「豊川市観光協会」へ問い合わせ（TEL0533-89-2206）
 - ・豊川市内の宿泊施設を予約
 - ・合宿エントリーシートに必要事項を記入して「豊川市観光協会」にメール or ファックス
- ※合宿エントリーシートは、合宿開始の1週間前までに提出が必要です。

豊川市観光協会

スポーツ施設は6箇月前から平日昼間の先行予約ができます！
（※昼間から継続利用の場合、夜間の利用もできます。）

- ・合宿エントリーシートを確認し、市内スポーツ・文化施設の予約手続きを代行
- ※文化施設は、予約後1週間以内に、合宿団体による利用施設への申請書の提出が必要です。

合宿団体

☆合宿実施☆

- ・市内宿泊施設への宿泊
- ・市内スポーツ・文化施設の利用



合宿団体

☆合宿終了後 1 箇月以内に提出☆

※豊川市観光協会 または 豊川市商工観光課へ提出

- ・『スポーツ・文化活動等合宿支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書』（様式第1号）
- ・『スポーツ・文化活動等合宿実施報告書』（様式第2号）
- ・『スポーツ・文化活動等合宿宿泊証明書』（様式第3号）・宿泊施設等の領収書の写し
- ・『スポーツ・文化活動等合宿支援事業費補助金交付請求書』（様式第5号）

豊川市商工観光課

内容審査後、適正と認められた場合、『スポーツ・文化活動等合宿支援事業費補助金交付決定通知書』を合宿団体に交付し、後日、補助金を指定口座へ振り込みます。

※市の予算に達した場合、補助金は交付できません。

延べ宿泊者数 × 1,000円の補助金が受けられます！

スポーツ・文化活動等合宿相談受付窓口 豊川市観光協会
〒442-0068 愛知県豊川市諏訪3丁目133 プリオ5階
TEL : 0533-89-2206 FAX : 0533-89-2276
E-mail : info@toyokawa-map.net



エントリーシート等申請書類
はこちらから